

提出内容

| | |
|------|--------------------|
| 受付番号 | 201609260000376448 |
| 提出日時 | 2016年09月26日09時49分 |

| | |
|------------|--------------------------------|
| 案件番号 | 300080149 |
| 案件名 | 「民法(相続関係)等の改正に関する中間試案」に関する意見募集 |
| 所管府省・部局名等 | 法務省民事局参事官室 |
| 意見・情報受付開始日 | 2016年07月12日 |
| 意見・情報受付締切日 | 2016年09月30日 |

| | |
|------------|---|
| 郵便番号 | 460-0002 |
| 住所 | 愛知県名古屋市中区丸の内3-14-32 丸の内三丁目ビル9階 あお空法律事務所 |
| 氏名 | 相続研究会 弁護士 中根浩二(代表) 同 加藤幸英 |
| 連絡先電話番号 | 052-201-6300 |
| 連絡先メールアドレス | |

| | |
|------|---|
| 提出意見 | <p>第1-1について 短期居住権を認めることに反対する。本制度は、保護されるべきではない配偶者に権利を与え、権利濫用理論等で保護されてきた配偶者の権利を失わせる不合理な制度と考える。 配偶者保護が本制度の趣旨であるが、被相続人の介護を担い尽力したような保護されるべき配偶者に対して、これを排除した遺言がなされたり、立ち退きをしなければならなかったりすることは、稀である。遺言がない場合であっても配偶者に法定相続分が認められる以上、解除権の不可分性から居住権が否定されることはない。そもそも、介護を担い尽力した配偶者は、通常、他の相続人からの退去を求められることはない。短期居住権が問題となるのは、配偶者が介護を行わず、介護を担っている子らと敵対し居住を続けているため、被相続人が配偶者を排除するような遺言がなされたというケースである。本制度は、この意味で、保護すべきではない配偶者を保護する制度になっている。 短期居住権が問題となり、かつ、配偶者が保護されるべき例外的なケースとしては、被相続人が有責配偶者であり、配偶者と離婚が出来ず、内縁の妻が存在し、内縁の妻に相続させる遺言が作成されたような場合があげられる。この場合、6か月の居住権だけで充分であるのか疑問である。実務感覚からすると、債務名義をとり強制執行を行い明け渡し出来るまで6か月以上かかるものである。現行制度のように権利濫用等に対応する方が、ケースに応じ柔軟に対応できる。6か月と形式的に法制度を定めることにより、保護されるべき配偶者には、却って6か月で退去を命じられることとなる。</p> <p>第1-2について 長期居住権を認めることに反対する。賃借権に類似した強固な権利を想定し、故に登記を対抗要件としている点が不合理である。相続後即時に第三者に譲渡された場合に未登記であれば対抗できないこととなる。居住権を認めるのであれば、使用賃借権に類似した制度にすべきである。 配偶者と子が良好な関係であればこのような制度がなくとも、退去を求められることはない。本件の制度が必要なのは、配偶者と子との関係が悪化しているような場合である。悪化している場合、被相続人が配偶者を保護しようと、遺言によって長期居住権を認め、子に不動産の所有権を相続させたとしても、登記がなければ第三者に対抗できないとするならば、結局、配偶者は保護されなくなってしまう。死亡後、子が、即時に第三者に売却し対抗要件を備えさせることで配偶者を排除することが可能になってしまうからである。この場合も、従前の権利濫用等の制度で柔軟に対応する方が合理的であるが、強固な権利を認めるが故に、登記が必要などという、却って、保護すべき配偶者を保護できない状態に陥らせる制度というべきである。 また、長期居住権を賃借権に類似した制度として、長期居住権の評価額を「建物賃借権の評価額+(建物の賃料相当額×存続期間-中間利息額)」とし、更に、長期居住権の買取請求権まで認めるという案は、保護すべき配偶者が保護されず、紛争を誘発する制度である。長期居住権は、第三者が居住することを想定しておらず、第三者への賃貸もできず、第三者が居住している場合は消滅請求もなされるという権利にすぎない。にもかかわらず、賃借権類似の高額な評価をされれば、配偶者への他の相続財産の取得分が減少する。また、買取請求権まで認めるのであれば、その評価を巡り紛争も誘発される。 仮に、何らかの権利を認めさせるべきというのであれば、使用賃借に類似した制度にして、登記も不要とし、財産的評価もその限りにおいてなされるべきである。 なお、案は、被相続人所有の建物に無償で居住していた場合の居住権を認めるものである。建物は子名義で土地が被相続人所有であるという、非常によくある場面につき、居住権が否定されることとなるため、不平等の問題も生じることに留意すべきである。</p> <p>第2-1について 甲案は財産が増加した場合であるが、親の事業に子が従事し、配偶者ではなく子が財産の増加に寄与した場合も多い。このような場面を排除し、一律、配偶者のみの貢献を形式的にプラスに評価している点が不合理である。 乙-1案は、遺言ですら作成率が低い日本で、このような合意による制度が、一般化するか疑問である。特に撤回できない、公示されてしまうというのであればなおさらである。 乙-2案は、子のみが介護を行った場合も、貢献していない配偶者のみを保護する制度となる。配偶者の貢献については、一律に相続分を修正するのではなく、寄与分を見直すべきである。現行制度は、「特別の」寄与に制限されているため、特に介護等の療養看護型の寄与が認められにくくなっている。相続分の一斉の修正ではなく、寄与分を見直し、より実質的に公平を図ることが出来る制度にすべきである。</p> |
|------|---|